

法友

かわらばん

No. 7

発行日 2023年8月3日

発行

大阪弁護士会法友倶楽部

幹事長 中嶋勝規

編集者

法友倶楽部広報委員会

委員長 辻村幸宏

編集長 大原靖史

印刷 (株)耕文社

表紙題字 故 滝井繁男先生

令和5年度法友倶楽部幹事長挨拶

令和5年度 法友倶楽部幹事長 中嶋 勝規 (54期)

令和5年度の幹事長を拝命しました中嶋勝規です。すでに新年度がスタートして2か月が経過しようとしています。優秀な副幹事長の助けを得ながら、少しでも会員の皆さんに会派の良さを体感頂けることを目指しています。

さて、本年度の活動方針は、先日の春季定期総会でご承認頂いた6項目を掲げています。いずれも重要な施策ですが、特に今後の会務を担う人材育成は重要な課題です。昨年3月の臨時総会での会則改正により、女性理事者の割合が会員の総数に占める女性の割合以上となるよう努めることが必要となりました。上記の会則改正に会派として対応することはもちろんですが、理事者に限らず、会内に有意な人材をジェンダーのバランスを考慮して輩出することが会派の役目だと考えています。本年度も、昨年度の森執行部の企画を引き継ぎ、会内で活躍されている会員に会務の魅力を紹介いただく機会を設ける予定です。

また、広報の充実も大きなテーマです。適宜に有益な情報を会員の皆様に提供できるようにSNS、メーリングリストでの情報提供を行うよう心がけますが、業務ご多忙の中で見落としも生じることと思います（そうならないように、法友のメーリングリストは一応目を通しておこうと思ってもらえるようになるのが一番ではありますが）。そこで、90周年記念事業で充実させたホームページを、有益な情報のアーカイブとして活用頂けるように工夫できればと考えています。

情報発信という意味では、民訴法の改正により、すでに実施されているTeamsを利用した弁論準備手続

だけではなく、口頭弁論期日、家裁での手続にもウェブが活用されるようになり、さらに、弁護士が行う訴訟提起はウェブ手続を利用することが必須となります。これは弁護士業務に大きな影響を与える改正ですので、改正法の施行時期や改正内容等の情報提供を行うとともに、改正への対応を可能とするための研修等も準備が必要です。

最後に、新規登録弁護士研修についてのお話です。2000年（平成12年）10月1日以降に入会した会員から新規登録弁護士研修が義務化されました。この研修の未履修者に対する対応として2022年3月の臨時総会で規程改正がなされ、2024年（令和6年）2月1日時点で未履修の方は、法律相談等用名簿から抹消されることとなります。来年3月に会員専用サイトを利用した自取りの手続が行われるとおもわれますが、基準日である2月1日の時点で未履修者は名簿から抹消されますので、自取りもできなくなります。自治体等での法律相談が受任機会である方には大きな影響があると思いますので、改めて未履修の方の履修をお願いします。

これに限らず、弁護士会からの情報提供は多岐にわたっており、なかなか会員専用サイトでのお知らせも見落としがちです。重要な情報を丁寧に会員の皆様に伝えていけるよう執行部としても心がけていきます。会派の運営に様々なご意見をお寄せ頂ければ幸いです。



副会長就任3か月のご挨拶



6月29日、和歌山県橋本市から弁護士会館へ戻る電車の中でこの原稿を書いております。橋本市へは、近弁連が行っている6月2日の大雨についての被災者相談の和歌山弁護士会支援で参りました。近弁連災害対策委員会発出の事業

であり、担当理事（大阪の副会長は、理事として近弁連の委員会を担当します）として関与しています。橋本市は、同災害について、災害救助法の適用を受けていませんが、無論、個別的には大きな被害を受けた方がおられます。和歌山弁護士会、京都弁護士会の先生らと一緒に相談にあたりましたが、お聞きした事案は、制度の狭間で、非常に難しい相談でした。どの程度、お役に立てたか分かりませんが、被災者に寄り添い、一緒に考えることの重要性を確認しました。

相談現場に出ますと、我々弁護士あるいは各委員会の活動が、市民の（とりわけ弱い立場に置かれた方々の）支えとなる、不可欠なものであることを実感いたします。同時に、私は、今年度、そのような活動を支え、制度や事業を整える大事な役目を担わせていただいているのだなということも実感しました。

副会長業務が開始して3か月となりましたが、ようやくそれぞれの委員会の個性が少しずつ分かってきたような気がして参りました。私の担当委員会は、大阪弁護士会では、災害復興支援委員会の他、刑事弁護委員会、消費者保護委員会、貧困・生活再建問題対策本部、公害対策・環境保全委員会、交通事故委員会など、市民の生活に直結するものが多いです。副会長として、委員の先生方の熱心な活動、これまで積み上げられた叡智に接することができることは、役得としか言いようがありません。委員会の先生方の活動を支えつつ、ただ、時には、広く別の委員会や会の活動を拝見する機会のある立場から、謙虚にかつ妥協せずご意見を申し上げたいと思います。生意気なことも申し上げるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

なお、よりタイムリーな情報発信は、隔週土曜日発行の「OBA806」というメールマガジンを法友倶楽部メールマガジンでお届けしております。是非、そち

令和5年度 大阪弁護士会副会長 川本 真聖 (55期)

らをご覧ください。先般も、ある先生から、メールマガジンの内容に呼応して、情報提供をいただきました。大変、ありがたいことです。副会長は“ひとりやない”。会長及び他の副会長は勿論、委員会の先生方、会派の先生方、弁護士会の職員さん等、いろいろな人とうまく連携が取れば取れるほど、大きな力を発揮できるように思います。私の方からもできるだけ皆様のお力をお借りできるように、情報を発信し、真摯に取り組みたいです。

これから夏。暑い日が始まりつつありますが、楽しい季節でもあります。ご健康にご留意いただき、この夏も楽しんでいきましょう。皆様とお会いできる“オフ会”楽しみにしております（写真は夏を楽しむある日の川本）。



令和5年度（2023年度） 法友倶楽部 活動方針

- 1 弁護士会内外の課題に関する情報交換・研究を活発に行い、必要な施策を弁護士会に対して積極的に提言する。
- 2 中長期的視野に立った人材の育成を行い、会務負担の公平やジェンダーバランスを考慮しつつ、多様かつ適切な人材を弁護士会内外の幅広い分野に送り出す。
- 3 裁判手続等のIT化に対応できるよう、会員に対し、適切な情報提供・研修等の支援を行う。
- 4 会員が幅広く参加できる行事を積極的に企画し、コロナ禍で減少した会員間の交流を活性化させる。
- 5 ホームページ、広報誌、メールマガジン、SNSなどを通じて、効率的かつ充実した広報を行い、会員間の情報交換の場を提供する。
- 6 司法修習生及び大阪弁護士会会員に法友倶楽部の魅力をアピールし、新入会員の獲得に努める。

職員人事委員会

委員長 竹岡富美男 (31期)



「重い」委員会ですと紹介すると、「体重ですか」とかえってきそうな顔ぶれ

です。

ほとんどの方が副会長経験者で貫禄があります。

弁護士会で働く皆さんのいわゆる労務人事問題について理事者の諮問に答えたり意見を述べたりしています。

110名前後の職員数は、10年前から変わっていません。新しいシステムの導入等で業務の効率化が進む中、他方で会員数の増加や働き方改革などに伴い日々の業務の改善策が求められています。

子育て支援策、テレワークの導入、そして根本的にはインフレ時代の賃金体系をどう考えるかなど重要な課題が数多くあります。

これらのことは実は弁護士の世界でも同様な課題を抱えている訳で、ここでの議論はいろんな「媒体」を通じて皆様（法律事務所）にも反映できればと思ったりしています。



23条照会審査室

室長 橋田 浩 (43期)



本年4月1日付で室長に就任しました。月刊大阪弁護士会の記事にも書きました

が、23条照会は、我々弁護士に与えられた貴重かつ重要な証拠収集手段です。しかし昨今の社会情勢のもとでは照会対象者のプライバシーなどの対立利益の保護も重要となっています。大阪弁護士会は、全国の弁護士会の中で23条照会の申出件数が最も多く、毎年2万5000～3万件の申出があります。審査室においては、室長のほか、5名の副室長と21名の室員が、対立利益の保護を図りつつ、申出会員が照会申出をした目的が達成できるよう日々奮闘しています。審査室から補正の事務連絡をお送りすることがあるかと思いますが、これは会長名で発出する照会であることを踏まえたうえで、どのようにすれば照会申出の目的を達成することができるかを考えたうえでの連絡であることをご理解いただき、的確な対応をとっていただきますようお願い致します。

また日弁連の弁護士会照会制度委員会の委員長を務めたこの2年の間に23条照会のオンライン化の開発を行っており、大阪弁護士会でもこれを導入することが決定しています。運用開始まではまだしばらく時間を要しますが、この運用が始まれば、照会申出や補正がすべてオンラインでできるようになります。運用開始までしばらくお待ち下さい。

刑事法制委員会

委員長 宮崎誠司 (47期)



引き続き委員長を務めることになりました。4年目に入ります。私自身、裁判

員裁判が始まるまで刑事弁護活動に関わっていましたが、それ以降、刑事弁護活動からは遠ざかり、刑事事件にまつわる実績も知識の集積もありませんでしたが、関心だけは残しておいたことが当委員会と接点を持ち続けることになった所以です。

この度、性関係犯罪規定の改正法が成立しました。これは大改正ともいえるべきものであり、罪名を変更したこと自体にも大きなポイントがあります。当該改正を踏まえて、性犯罪の実態の把握、改正法の内容の理解、弁護活動の在り方などに関して早急に検討を要することが求められており、複数の企画の実施を検討しています。

また、現在、渦中にあります法廷録音の問題の検討や、建て替えが進められている拘置所の見学なども検討しております。

刑事法制にかかる大きな問題について時間をかけて議論し、シンポで披歴するなど対外的な働きかけも行っています。当委員会では関心さえ持っていただければ十分に、ルーティーンワークの事務的な作業負担はありません。日常的な手持ちの事件処理の合間に十分に活動できますので、皆さん、一緒に関心を持って議論しませんか。

憲法問題特別委員会

委員長 太田健義 (50期)



私は、どちらかという、これまで人権擁護委員会を中心に活動しており（そう

は言っても、日弁連では副委員長をしているものの、大弁ではさっぱりですが）、元々当委員会に所属していたわけではなく、秘密保護法PTが当委員会に合併されることになったため、委員会に所属することになった「外様」委員です。それがなぜか、委員長にまできてしまいました。

当委員会のMLでは、憲法に関する判例理論や学者の意見等についての投稿は当然のことながら、国際情勢論や哲学論などの議論も飛び交っています。憲法論も含め、元々「外様」である私のような議論について行けるわけもなく、委員長としてまともな見解を示すことができる資質はありませんが、委員会では本当に色々な観点からの議論が活発に行われていることから、委員会内での議論状況を会内のみならず会外にも積極的に発信していきたいと思っています。

法友の皆さんからは、憲法上のこの論点についてはこのように考えている、あるいはこの論点についての議論を聞いてみたい、などの積極的なご意見をいただければ大変ありがたいですので、よろしくお願いいたします。

外国人に関する法的サービス検討推進プロジェクトチーム

座長 大橋さゆり (51期)



外国人に関する法的サービスのあり方を検討し推進するために必要な活動を行う

ことを目的として、3年の期限付きで設置された組織ですが、延長2年を得て、座長を続投しています。外国人に関わる各委員会（人権、国際、刑事弁護、子ども、労働問題、相談センター運営、ADR推進、法テラス対応）推薦及び会長委嘱により、委員数31名です。入管法改悪反対運動は実りませんでした。国籍に関わらず日本で全ての人々が人権を尊重されて生きられるように、弁護士は活動し、弁護士会はそれをバックアップしなければなりません。

会員専用サイトの「大阪弁護士会について」→「委員会等からの情報提供資料」に、役に立つ情報や書式をまとめています。

今年は、民間総合調停センターに、あっせんを外国人に使いやすくする工夫をお願いしようとしています。もう少し、前へ。

人権救済調査室

室長 大橋さゆり (51期)

大阪弁護士会の執行部直轄の組織で、現在は4名で構成されています。2年任期で、毎年度末、常議員会で室員の選任手続が行われます。私は前にも設立間もない頃に室員・室長経験があります。その頃の業務は残念ながら「滞留している人権救済調査案件の処理」がメインでした。細かくは申しませんが、改善が必要でした。人権救済調査は、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とする弁護士会の必須の業務です。それなのに……。

時は流れて現在、業務は「人権救済調査が滞留しないように調査委員をサポートすること」と、さらに「大阪弁護士会の人権関連委員会を相互につなぐ」「人権活動を対外的にアピールする」ことに発展しています。

最近、人権救済申立の事案により、人権擁護委員会以外の人権関連委員会に調査委員の選任依頼が出されています。もし人権救済調査の委員に選任されたら、がちりサポートしますので、憲法や条約を体現する心意気で調査をしてください。

法友倶楽部 公式ホームページ

アクセスはこちら

<https://hoyuclub.com/>



分野別登録センター 運営委員会

委員長 林 裕之 (53期)



大阪弁護士会内には、総合法律相談センターなどの「センター」が存在しま

す。その数少ない「センター」の一つ、「分野別登録センター」を運営する委員会の委員長に就任しましたので、ご挨拶申し上げます。

分野別登録弁護士制度は、中小企業や一般市民に対し個々の弁護士の業務情報を適正かつ正確に提供することによって、その期待に応えるための制度です。会員の自己研鑽及び業務拡大にもつながる制度であり、令和元年4月にスタートし、丸4年が経過しました。

分野別登録弁護士として登録すると、大阪弁護士会ホームページにおいて、受講研修履歴と実務経験が掲載され、分野別登録弁護士としての検索も可能となります。さらに、個々の会員のホームページや名刺に「大阪弁護士会〇〇分野登録弁護士」などと記載することも可能となります。

取扱分野は、当初の4分野（交通事故、遺言・相続、離婚、労働）の他に倒産・再生と知的財産の2分野が追加され、計6分野となっています。

昨年度、高評価を得た「分野別登録弁護士による無料法律相談会」ですが、今年度は、浜田先生に音頭を取ってもらい、複数回実施したいと考えています。

メリットだらけの分野別登録弁護士制度、皆さま、是非、ご登録をお願いします。

取調べの可視化・ 弁護人立会大阪本部

本部長代行 森 直也 (53期)



昨年度に引き続き、本部長代行を拝命致しました。

2019年（令和元年）6月1日に施行された、刑訴法301条の2（いわゆる「可視化法」）の施行3年後見直しについては、令和4年5月31日、その検討を行う協議会が立ち上がりましたが、現状議論は遅々として進んでいません。この見直しの議論の中で、何としても全事件・全過程の録音・録画（可視化）が実現されなければなりません。そのために当本部では今年もシンポジウムや広報活動を通じて、広く可視化範囲の拡大を訴えて行きたいと思えます。

さらに、取調べの弁護人立会いの制度化に向けての議論も加速していく必要があります。この点、大阪弁護士会の自主法律援助事業として、取調べへの弁護人「立会い」及び「準立会い」（取調べ中に直ちに被疑者に対して助言ができるよう捜査機関の庁舎内等で弁護人が待機する活動）について、弁護士報酬及び実費を援助する制度が昨年新設されました。会員の皆様には是非この制度を積極的に利用し、立会い実現に向けての弁護活動を実践して頂きたいと思えます。

悲願である全面可視化、そして弁護人立会いの実現に向けて、本年度も法友倶楽部の皆様のご支援を宜しくお願い致します。

公益活動推進委員会

委員長 井崎康孝 (54期)



本年度の大阪弁護士会公益活動推進委員会の委員長を拝命した井崎です。

前年度に担当副会長をしていたため、慣例により就任した形ですが、1年間精一杯尽力しますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

当委員会の職務の中心は、会員の特定公益活動への参加状況を調査し、履行義務免除の申出の審査をし、未履行者に対する勧告及び氏名公表の可否を調査し、それらの結果を会長に報告することです（公益活動推進委員会規則2条1号ないし4号）。本年度も、まずはこれらの基本的職務をしつかりとこなしたいと思えます。

また、当委員会の職務はこれらに限られず、公益活動負担金会費の用途その他公益活動に関し調査研究することも含まれます（同条5号及び6号）。平成19年4月に当会の公益活動参加義務が強化されてから16年が経過し、その間、弁護士会の状況、取り巻く環境は大きく変化しました。これまで幾つか規則等の改正はなされていますが、そろそろ腰を据えて現状を検証し、必要があれば大幅な見直しも検討すべき時期に来ているように思えます。

そこで、本年度は、できればこれらの調査研究も行い、成果が出れば理事者に報告したいと思えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

災害復興支援委員会

大阪府下の全ての自治体との災害協定の締結を目指しています

委員長 中嶋勝規 (54期)

本年度、災害復興支援委員会の委員長を拝命しています。委員長としての目標は、表題にも掲げたとおり、大阪弁護士会が大阪府下の全ての自治体との災害協定を締結することです。幸先よく、前任の溝内委員長のご尽力で、5月には枚方市と災害協定を締結することができましたが、まだ府下では5番目という状況です。

近弁連管内では、たとえば和歌山弁護士会は全ての自治体と災害協定を締結しており、兵庫県弁護士会も半数以上の自治体との災害協定が締結されています。大阪府下でも早急に全ての自治体との災害協定を締結することが必要です。

このような状況で、本年度は足下を固める活動を行おうと考えていたのですが、災害は待ってくれません。先日の台風2号による大雨被害により、和歌山県海南市に災害救助法が適用される大きな被害が生じました。

近弁連の災害対策委員会として、速やかに近弁連規則に基づいて災害対策統括本部を設置し、和歌山弁護士会への支援を決め、海南市での法律相談を実施しています。幸いにして川本副会長が、近弁連理事としても災害対策委員会の担当をして頂いており、近弁連理事会との橋渡しをするとともに、災害統括支援本部の中心となって活躍頂いています。

法友倶楽部の会員の皆さんも、この機会に現地への応援を経験して頂き、災害復興支援委員会にご参加頂ければ幸いです。

常議員会副議長 あいさつ

辻村幸宏 (55期)



本年度、常議員会副議長に就任いたしました。法友倶楽部では、近いところ

で、林裕之会員、川本真聖会員も務められた栄えある役職です。微力ながら、1年間、尾崎雅俊議長を支えていきたいと思えます。

副議長の主な仕事は、(1)常議員会開催数日前、議長、担当副会長(今年度は勝井副会長)、弁護士会事務局とともに、事前に提出される議案を把握して議事進行を準備する、(2)登録請求や会費免除申請等の人事案件について設置される調査小委員会の人選及び依頼する(結構件数があり、6月末時点で29件に及びます)、というものです。常議員会の進行中も、議長が全体の進行や質疑対応に集中できるように、何か不測の事態があれば補佐しようと心の準備をしていますので(実際にはそんな事態はありません)、割と神経を使っているようで結構疲れます。

常議員会副議長をさせて頂くことで、今年度執行部が何について取り組んでいるのか、何が課題になっているのか、ぐっと理解しやすくなったように思います。川本副会長や他の常議員の方とともに、法友倶楽部に会の情報を適切に共有させていただきたいと思えます。残りの任期も気を引き締めて参ります。

遺言・相続センター 運営委員会

委員長 櫻田 司 (61期)

本年度より、遺言・相続センター運営委員会の委員長をさせて頂くことになりました櫻田です。

私は、弁護士登録して2年目から当委員会に所属しております。相続に関する経験の浅かった頃から、先輩委員に助けていただきつつ、講演会や書籍の執筆など様々な経験を積むことができました。また、弁護士登録4年目から当委員会の副委員長として活動してきました。

当委員会の目的は、弁護士によって、遺言相続分野のリーガルサービスを提供することにあります。そのために、各会員が遺言・相続に対する正確な知識を身に付け、実務処理能力の向上を図るべく、充実した研修を行っています。また、市民に対する無料電話相談を実施しており、多くの弁護士に協力をしていただいております。さらに、毎年4月と11月の15日を「遺言の日」と定め、記念行事を開催し、広報活動をしております。

当委員会の会員数は400名を超えます。前回6月12日に開催された全体委員会の出席者数は、47名であり、弁護士の遺言・相続分野への関心の高さが窺えます。法友倶楽部の皆様にも、当委員会の活動への積極的な参加をお願い申し上げます。

犯罪被害者支援委員会 就任のご挨拶

委員長 屋敷名臣 (62期)



このたび、
犯罪被害者支
援委員会の委
員長を仰せつ
かりました。

当委員会

では、従前より、大阪地検や大阪府警と連携し、できるだけ早期に犯罪被害者と支援にあたる弁護士とを繋ぐことに尽力しています。その一環として、大阪地検、大阪府警本部との連携無料法律相談を運営しております。今後も、同制度の利用実績の増加と相談内容の充実にむけて、取り組んでいきます。

また、現在、大阪府下においては、犯罪被害者等支援条例を制定している基礎自治体が少数となっております。今年度も引き続き、条例未制定の自治体に対し、条例の制定を働きかけていきます。

コロナ禍による制限が解除された本年度は、いままで縮小気味であった他委員会との連携、外部団体との交流や情報の交換を積極的に行い、犯罪被害者の地位向上にむけて、微力ながら尽力してまいりたいと思います。

法友倶楽部の会員の皆様（特に、若手会員の皆様）におかれましては、上記連携無料法律相談の相談担当弁護士へのご登録をご検討いただければ幸いです（詳細は、屋敷までお問い合わせください）。

皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

交通事故委員会 委員長就任のご挨拶

委員長 片岸寿文 (66期)



本年度の交
通事故委員会
委員長に就任
しました66期
片岸寿文で
す。弁護士登

録をして10年目となります。私が弁護士登録をした時期は、就職氷河期でした。就職先を探すのは困難という事情もあり登録と同時に開業をしました。交通事故業務は開業当時から取扱することが多くあり、勉強の機会を得たいとの思いから交通事故委員会に定期的に参加するようになりました。

交通事故委員会では、原則として毎月1回、大阪地裁第15民事部からお借りした全判例の分析を行っており、毎回、若手委員による活発な議論が行われています。また、実務での悩みを相談することができる場ともなっています。

近年は、オンライン会議が原則になってきていますが、実際に顔を合わせて、懇親会で楽しく飲食することにより、各委員の距離がグッと近づくと感じます。

本年度は、社会情勢的に、各種の懇親会行事が復活できる可能性が高くなっています。そのため、積極的に懇親会を企画し、勉強だけでなく、委員同士が楽しく交流できる委員会としていきたいと思っております。

交通事故委員会では、若手委員の入会を歓迎しています。交通事故事件の事件処理について知識を得たい等、少しでも興味があれば、ぜひご参加ください。

企画委員会

委員長 大橋さゆり (51期)



企画委員
会は、HPによ
ると「法友倶
楽部の活動方
針や政策等の
立案、研究調

査活動、その他幹事会が決定する事項につき諮問を受け答申を行います」と紹介されています。執行部から法友倶楽部運営に関する重要課題（それは、時期によっては会長選挙の準備であったり、規約改正や財務の問題であったりします）の諮問を受けて、審議し、答申を行います。そのため、委員には意識的に、私の知る限りで各分野の見識を有する方をお願いするようにしました。

また、最も重要なのは、毎年度末に発行する『法友』に掲載する「政策」です。次年度の大弁執行部に対して政策提言を行うもので、次年度の副会長となる会員を中心に、政策部会が総力を挙げて作成します（私も人権分野を担当させていただいてきました）。

弁護士会という組織や、法友倶楽部という親睦にとどまらない政策団体の「顔」を学び、かつ発展させることができる委員会です。

例年の倣いとして、幹事長を終えて3年目（副会長を終えて5年目）のお役目ですが、いづらかでも法友倶楽部に貢献できたらと思います。よろしく願いいたします。

将来のための 仕組み作りを

広報委員長 辻村幸宏 (55期)



前年度広報委員長の山田敬子先生からバトンタッチを受け、今年度、初めて委

員長を務めさせていただきます。思えば、姉弁の故廣瀬舞先生に誘われて弁護士登録1年目から広報委員会に入り、記憶の限りでは、常幹以外の年はずっと広報委員会に所属していたような気がします。特集を任されて担当した「師弟」「予備試験について考える」(いずれも『法友』129号)、ボスが亡くなった時に池内先生から全面的に任せもらった「追悼小寺一矢会員」(『法友』137号)が特に思い出深いです。

言うまでもなく、法友倶楽部の広報委員会の仕事は、①広報誌(冊子版の『法友』及び新聞形式の「かわらばん」)の企画・編集・発行と、②ホームページ(HP)の管理運営です。

①の広報誌については、若手に編集長になってもらって委員会の若返りを図ります。中身の面でもちょっと読んでみたいと思うような工夫を。②については、今年何とか形にしたいと思い、就任後、HP更新作業のマニュアルを作成してみました。誰でも更新できる仕組みを作りたいですね。あと、全般的に少数で回すのではなくちょっとずつ皆で分担できたらと思います。これも将来を見据えた仕組みかもしれません。

親睦委員会

委員長 塚崎幸司 (61期)



令和5年度の親睦委員長を拝命しました、61期の塚崎幸司と申します。1年間、

どうぞよろしくお願いいたします。

この数年間、法友倶楽部の親睦行事も新型コロナウイルスの影響が避けられなかったと聞いております。そのような中、歴代の親睦委員長のご尽力により維持されてきた親睦行事ですが、今年度は、影響が少し落ち着いてきていますので、まずは従前からの伝統的な？親睦行事の再開など、コロナ禍以前の活動状況に戻すことを目標に考えています。特に、HGC夏季遠征や法友旅行を久しぶりに開催できないかと検討しております。

また、特にコロナ禍中に登録された会員みなさんには、積極的にお声掛けをして参加頂き、法友倶楽部の先輩方と交流する楽しさやそこからの学びを体験して頂きたいとも考えています。

親睦委員会自体も、オンラインを併用しながら、可能な限り会館で委員のみなさんの顔をみながら活発な議論をおこないたいです。各親睦委員が活動を楽しむことが、法友倶楽部全体の活性化につながるものと考えています。

みなさまには、改めてご参加やご協力をお願いをする場面もあると思いますが、何卒お力添えをよろしくお願いいたします。1年間、よろしくお願いいたします。

法曹交流委員会

委員長 本元宏和 (54期)



本年度、委員長を務めることとなりました本元宏和と申します。

さて、法曹

交流委員会は「この会の法曹関係者、司法修習生等との交流活動を担当する。」と会則で定められており(第10条第7項)、主に修習生との交流会や会派内OJTの実施を担当しています。

本年度も会派内OJTを実施する予定ですが、本年度は修習生との交流会に加えて(あるいは代えて)、司法試験に合格し修習を予定している方との交流会等を実施してみてもどうかと考えています。具体的には、かつて大阪(弁護士会?)で実施されていた「事前修習」を法友倶楽部で行えないかと考えています。

私は修習54期で、24年前に研修所に赴く直前の3月中旬に、大阪のある法律事務所で「事前修習」を受け入れていただきました。そこで経験させていただいたことが私の弁護士としての礎になっており、それを実施できれば、先日採択された活動方針(「司法修習生及び大阪弁護士会会員に法友倶楽部の魅力をアピールし、新入会員の獲得に努める。」)を実現できるのではと考えた次第です。

いずれの活動も先生方のご協力がなければ実現できませんので、お願いした際には可能な限りご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

研修委員会

委員長 本元宏和 (54期)

本年度、委員長を務めることとなりました本元です。

さて、研修委員会は、「この会の研修活動を担当する。」と会則で定められており（第10条第6項）、例年2回ないし3回の研修を企画して実施しています。

本年度も同様に実施しようと考えていますが、本年の活動方針である「裁判手続等のIT化に対応できるように、会員に対し、適切な情報提供・研修等の支援を行う。」にも沿った内容の研修の実施を検討しています。また、会派内の研修ならではの、講師と受講者との間、受講者と受講者との間での活発なやりとりができるという利点も活かした研修が実施できればと考えています。

そこで、会員の先生方のご要望も確認しようと思い、先日、研修についてのアンケートを実施し、貴重なご意見を多数頂戴しました。具体的な講師や内容、実施方法についても大変参考になりましたので、こうしたご要望にお応えできるように、研修の企画を進めて行きたいと考えております。

そのため、研修についてのご要望がありましたら、ご遠慮なくお聞かせください。

いずれの活動も先生方のご協力がなければ実現できませんので、お願いした際には可能な限りご協力いただけますよう、よろしくお願いたします。

春季総会報告

庶務担当副幹事長

永木友雪 (64期)



令和5年5月30日、弁護士会館にて、Zoomを併用する方式で春季総会が開催され、現地で38名、WEBで12名の会員が出席しました。

式典の部では、川本副会長より本年度の大阪弁護士会理事者としての意気込みについてお話し頂き、また、昨年度副会長を務められました井崎先生に慰労の花束が贈呈されました。

審議事項として、森前幹事長から令和4年度の活動報告、中原前会計担当副幹事長より令和4年度の会計報告が行われ、また中嶋幹事長より令和5年度の活動方針が提案され、いずれも承認されました。

懇親の部では、竹岡先生をはじめ、大阪弁護士会の各委員会の委員長の先生方、法友倶楽部内委員会の委員長・ジュニア部代表幹事の先生方からご挨拶をいただきました。

今回はコロナ前のように、会場にて食事を準備し、対面で親睦を深める機会となりました。

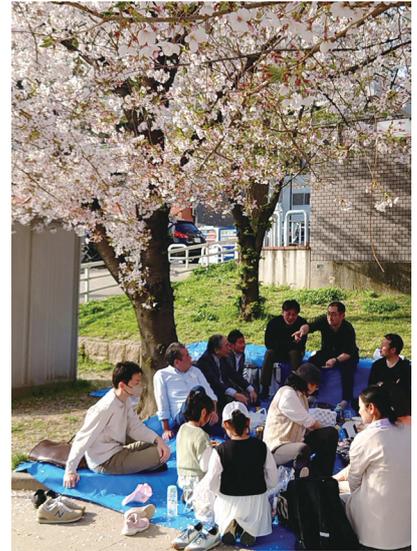
お花見に参加しました

竹田 仁 (73期)

令和5年4月1日、親睦行事のお花見に参加させていただきました。

開始時間の午後0時過ぎに到着すると、既に10名程の先生方が宴会を始められており、その後も続々と皆さんが集まりました。

当日は、まさに花見日和というべき快晴で、見上げれば青い空に満開の桜を拝むことができました。また、穏やかに散る桜の中で飲むビールは格別でした。



期を問わずたくさんの先生方が参加され、差し入れをつまみに歓談が尽きず、賑やかで楽しい会となりました。また、個人的にも、色んな先生方とお話することができ、法友での親睦を深めることができました。

楽しい会を企画いただき、ありがとうございました。

ボウリング大会(2023.2.16)
のご報告

高見晋祐 (64期)



令和5年2月16日に親睦行事「ボウリング大会」が開催され、会員、ジュニア会員、ご家族、事務局あわせて総勢51名もの方々が参加されました。参加者は2ゲームの合計スコア（女性・子どもはハンデあり）で競い、個人戦（大人の部・子どもの部）と団体戦でそれぞれ豪華景品をめぐる熾烈な(?)戦いが繰り広げられました。その結果、個人戦の大人の部では、天井友香先生が優勝、子どもの部では、私の長男が優勝し、団体戦では、辻村幸宏先生・私・長男のチームが優勝しました。準備等にご尽力いただいた親睦委員の方々をはじめ、皆様のおかげで大変楽しい1日となりました。ありがとうございました。



第3回HGC(2023.3.2)に
参加させていただきました

楠野純基 (75期)

先日開催された第3回HGCに初参加させていただきました、75期の楠野と申します。



参加された先生方、ご一緒させていただき、誠にありがとうございました。多数の先生方が参加されており、法友倶楽部のゴルフに対する熱量を感じました。極寒の気候ということもあり、私自身プレーは苦戦いたしましたが、先生方との親睦を深めることができ、大変有意義な一日となりました。

会派活動には積極的に参加していく所存ではございますが、ゴルフの行事については特に積極的に参加していきたいです。

最後に、今回HGCに参加できたのは、事務所の大先輩である魚住先生にお誘いいただいたからでございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。魚住先生、ありがとうございました。

第3回HGC順位表

順位	氏名	旧OUT	旧IN	GROSS	HDCP	NET	GROSS 順位
優勝	塚崎 幸司	43	44	87	12	75	2
2位	片岸 寿文	43	46	89	10	79	3
3位	金 泰弘	51	48	99	20	79	4
4位	魚住 泰宏	52	51	103	24	79	5
5位	高見 晋祐	54	58	112	33	79	10
6位	丸橋 茂	58	51	109	29	80	9
7位	山岡 直人	44	41	85	3	82	1
8位	石坂 省悟	51	55	106	24	82	6
9位	満村 和宏	53	55	108	24	84	8
10位	中嶋 勝規	57	50	107	22	85	7
11位	園城 唯	61	63	124	36	88	14
12位	楠野 純基	64	61	125	36	89	15
13位	天井 友香	60	56	116	26	90	11
14位	永井誠一郎	57	61	118	20	98	12
15位	星野 峻三	63	71	134	36	98	16
16位	高山未奈子	66	69	135	36	99	17
17位	山田 一仁	66	57	123	18	105	13
18位	福本 直哉	73	71	144	36	108	18

司法手続ICT導入に伴う
弁護士事務所セキュリティ
対策研修報告

令和4年度研修委員長

中塚雄太 (60期)



令和5年3月28日、令和4年度法友倶楽部第2回研修として、「司法手続

ICT導入に伴う弁護士事務所セキュリティ対策」を開催しました。

1人目の講師は、株式会社日本パープルの後藤宗輝様で、オリジナルの具体的なケースを元に、情報セキュリティなどについて講演いただきました。



2人目の講師は、日弁連刑事手続IT化PTや弁護士業務における情報セキュリティに関するワーキンググループ等でご活躍中の弁護士山本了宣先生で、日弁連の弁護士情報セキュリティ規程などにも

触れていただき、多数の質問にも非常に分かりやすくご回答いただきました。

会場は満員御礼で、講師の先生方、企画いただいた森直也先生、ご参加いただいた先生方、皆様ありがとうございました。

熱海に行きました！

山本 正 (75期)



ワクワクしつつも多少緊張しながら新大阪駅に向かうと、先生方に温かく歓迎いただきました。新幹線に座ると早速座席ごとに乾杯し、賑やかに箱根まで移動しました。箱根園で自然を満喫し、大涌谷で黒たまごを堪能した後、熱海に移動し、旅館で素敵なお料理に舌鼓を打ち、2次会のカラオケも大盛況と、大満足の1日目でした。

2日目はまず、三島スカイウォークで日本一長い吊橋を渡り、ロングジップスライドで風を切りました。午後は、おしゃれな雰囲気漂う伊豆の国パノラマパークから伊豆の景色を堪能しました。新大阪駅に戻ると、「帰るまでがジュニア旅行です」の挨拶で解散しました。

私達75期を温かく迎えてくださり、ありがとうございました。



会務の中枢を担う54期の猛者たちが酒宴の席に集いました。杯を重ねながら、文字どおり談論に花が咲き、瞬間に懐かしい修習時代にタイムスリップ。当時に比べ否応なく貫禄がついてきてはいるものの(?)、そこは同期。20年以上も前の変わらぬ笑い声が絶えることなく、気が付けば4時間経っていました。折しも8月には20周年記念大会。同期の絆を実感する1年に



なりそうです。貴重な企画に感謝申し上げます。

(54期 土居正人)

64期はジュニア部活動への出席率が高いこともあって、長い間、ジュニア部例会が同期会を兼ねていました。このため、コロナ禍中



の2022年3月にジュニア部を卒業してからは何となく勢いを失いかけていました。今回会派の補助をいただけることをきっかけに同期会を開催することができました。定期的な集まり方等を話し合う良い機会となりましたので、今後も気兼ねなく相談できる関係性を保てるように、楽しく時間を共有していきたいです。

(64期 田中章弘)

令和5年3月7日、66期で同期会を開催しました。

66期は人数も多く、普段からグループLINEで会話が生まれたりもする程度には親密なのですが、久々に顔を合わせての同期会は本当に久しぶりでした。

66期は弁護士10年目の節目の年で、仕事の話でも、1年目の頃とは毛色が違うようになった(金の話ばかりしてい

たような……)ように思いました。

同期会開催の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

(66期 中島裕一)



入会しました

みやまだいき
三山大貴 (75期・本町総合法律事務所)

生年月日 1995年10月28日
出身地 京都府京都市
出身高校 洛西高校
出身大学・法科大学院 京都産業大学法学部卒、
神戸大学法科大学院修了
趣味・スポーツ 食事、カラオケ、ショッピング、野球

はじめまして。75期の三山大貴と申します。出身は京都ですが、今は大阪の豊中市で一人暮らしをしています。百発百中でなぜ豊中市？と聞かれます。たいした理由はなく、大阪市内はなんとなくごちゃついているイメージがあったので、落ち着いてそうな豊中市を選びました。築40年1DK家賃4万5000円玄関の扉の

色はスカイブルーです。気に入っているのであまり責めないでください。ただ最近は終電を逃すことも多く（仕事ではありません）、大阪の都会感にも慣れてきました。また、大阪市内はどこにでも行きやすく美味しい食べ物も多いので、大阪市内への引越しも悪くないかと思っています。大阪市内に住んでいる方々もみな同じ心境の変化があったのでしょうか？ おすすめの場所があればまた教えてください。



未熟者ではございますが、何卒よろしく願いいたします。

新事務所を開設しました——弁護士法人長堀橋フィル



満村和宏 (41期)

弁護士登録35年目を迎えて、新たな船出となりました（船場だけに）。

ご案内の通り、長男の和樹弁護士（72期）とその友人杉原栄一弁護士（73期）の3人で執務しています。

平成5年に故山村武嗣弁護士と共同事務所を開設して10年間2人で事務所を運営してきましたが、山村さんが病に倒れたことを契機に、堂島総合法律事務所に2人で合流しました。山村さんは1年後に亡くなりましたが、私は20年間在籍しました。

2年前から、和樹弁護士がワンオペ事務所を開業していたこともあり、いつかは私の仕事を手伝ってほしいと思い、私の方から持ち掛けたところ、彼も私の老後を見通すと合流するのがいいと考えてくれたようです。

具体的な話が進むにつれ、親友の杉原さんを迎え入れたいと言ってきました。30年前に、山村・満村総合法律事務所を開設したころの思い出とダブって見えました。「君たちの作る事務所として、二人で協力して、何十年も続くように頑張ってもらいたい。」と伝えました。

しかし、この年齢になって、新しい事務所を立ち上げるには気力、体力が必要で、5月31日の開業記念の小宴が終わった後、一気に疲れを感じました。

なぜ長堀橋なのかと聞かれますが、私の行きつけの飲み屋さんで知り合った常連の建築事務所の役員（ゴルフ仲間でもある）が、やはり常連の方（ビルのオーナー会社の部長）と一緒に、今の場所を勧めてきたのがきっかけです。コロナ禍が拍車をかけた裁判のIT化により、リモートでの弁論準備ができるので、裁判所から離れたところでも快適に執務ができ、今のところ、結果オーライです。

近くに来られることがありましたらいつでもお立ち寄りください。

編集後記

- 今年度1発目のかわらばんをお楽しみください。大原編集長と副編集長の方々、お疲れ様です！（辻村幸宏）
- 辻村幸宏委員長、耕文社の兵頭社長に丁寧にご指導いただきました。（大原靖史）
- ご協力いただいた先生方ありがとうございました。（高尾奈々）
- 無事発行となり、喜ばしい限りです。大原編集長並びに皆様方、大変お疲れ様でございました。（竹田 仁）
- ご協力いただきました先生方ありがとうございました。（立石裕人）
- 大勢の先生方にご協力頂き、無事発行を迎えられ、嬉しく思っております。大原先生、かわらばん7号編集委員を牽引いただきありがとうございました。（津田朋香）